

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、関西大学学則（以下「学則」という。）の規定に基づき、学部事務取扱に関する必要な事項を定めるものとする。

(学生証)

第2条 学生に、関西大学（以下「本学」という。）の学生であることを証明する学生証を交付する。

2 学生は、学生規程第3条の規定に基づき、学内外において学生証を常に携帯しなければならない。

3 学生証を紛失したときは、学生規程第5条の規定に基づき、直ちに所管窓口へ届け出て、再交付を受けなければならない。

(学籍番号)

第3条 入学と同時に学生に学籍番号を付与する。

2 学生の在学中における全ての事務は、この学籍番号によって処理する。

第2章 休学、復学、退学、再入学、除籍及び復籍

第1節 休学

(休学手続)

第4条 病気その他やむを得ない理由により休学しようとするときは、学則第36条第1項の規定に基づき、その事実を証明する書類を添えて、保証人連署の上、休学願を所属学部長に提出し、教授会の議を経て休学の許可を得なければならない。

2 前項の休学願は、休学しようとする学期の5月31日又は10月31日までに提出しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、当該学期の学費を納入している場合は、次の期日まで休学手続をとることができる。

春学期に休学するとき 7月30日

秋学期に休学するとき 1月30日

(休学期間)

第5条 休学期間は、休学を許可された日からその学期の末日までとする。

(休学延長の手続期間)

第6条 次学期も引き続き休学を希望する者は、休学期間中の8月28日から9月10日又は3月1日から3月14日までに第4条第1項に規定する手続を行わなければならない。

(休学の可能期間)

第7条 休学期間は、通算して4学期以内とする。ただし、在学年数に算入されない学期が通算して4学期を超えるときは、休学を許可しない。

2 前項の規定にかかわらず、教授会が相当と認める特段の事情があるときは、在学年数に算入されない学期が通算して6学期を超えない範囲で、休学を許可することがある。

(休学期間と在学年数)

第8条 学則第36条第2項の規定に基づき、休学期間を含む学期は在学年数に含めない。

(休学期間の学費)

第9条 学則第36条第3項の規定に基づき、休学期間中は、学校法人関西大学学費規程(以下「学費規程」という。)に定める所定の学費を納入しなければならない。

2 前項における所定の学費は、次のとおりとする。

- (1) 春学期の休学を希望し、5月31日までに休学願を提出したときは、休学在籍料
- (2) 秋学期の休学を希望し、10月31日までに休学願を提出したときは、休学在籍料
- (3) 前2号に当てはまらないときは、当該学期の学費

第2節 復学

(復学手続)

第10条 休学した者が復学を希望するときは、学則第37条第1項の規定に基づき、保証人連署の復学願を所属学部長に提出し、教授会の議を経て復学することができる。

(復学の手続期間)

第11条 前条の復学願は、休学期間中の8月28日から9月10日まで又は3月1日から3月14日までに提出しなければならない。

2 病気等によって休学した者が復学を希望するときは、本学保健管理センターが作成する「診断書」を添付しなければならない。

(復学の時期)

第12条 復学の時期は、学期の始めとする。

(復学の制限)

第13条 休学している学期内に復学することはできない。

(復学者の学費)

第14条 復学した者は、復学した学期から学費規程に定める学費を納入しなければならない。

第3節 退学

(退学手続)

第15条 病気その他やむを得ない理由によって退学しようとする者は、学則第38条第1項の規定に基づき、保証人連署の退学願に学生証を添えて、所属学部長に提出しなければならない。

らない。

(未手続者の退学)

第16条 休学している者が、学則第36条第1項に規定する休学の手続又は学則第37条第1項に規定する復学の手続を行わなかったときは、その学期末日の9月20日又は3月31日をもって退学にする。

(在学年数超過者の退学)

第17条 在学年数が8年で卒業できない者は、その学期末日の9月20日又は3月31日をもって退学にする。

(処分退学)

第18条 学則第41条に規定する者は、学則第40条の規定に基づき、教授会の議を経て退学処分に付する。

(在学年数との関連)

第19条 退学となった学期は、在学年数に含めない。

第4節 再入学

(再入学手続)

第20条 第15条又は第16条によって退学した者が再入学を希望するときは、学則第39条第1項の規定に基づき、保証人連署の再入学願を当該学部長に提出し、教授会の議を経て再入学することができる。

(再入学の手続期間)

第21条 前条の再入学願は、再入学を希望する前学期の8月28日から9月10日まで又は3月1日から3月14日までに提出しなければならない。

(再入学の時期)

第22条 再入学の時期は、学期の始めとする。

(再入学の制限)

第23条 退学になった学期内の再入学は、許可しない。

2 在学年数に算入されない学期が通算して4学期を超えるときは、再入学を許可しない。

(再入学金の納入)

第24条 再入学を許可された者は、許可された日から再入学を希望する前学期末日の9月20日又は3月31日までに学費規程に定める再入学金を納入しなければならない。

2 再入学を許可された者が、前項に規定する期日までに再入学金を納入しないときは、再入学を取り消す。

第5節 除籍

(除籍)

第25条 所定の期日までに学費を納入しなかった者が、指定された納入期間内に滞納学費

を納入しないときは、学則第46条の規定に基づき、除籍にする。

(除籍日)

第26条 前条の除籍日は、春学期を7月31日、秋学期を1月31日とする。

(在学年数との関連)

第27条 除籍期間を含む学期は、在学年数に含めない。

第6節 復籍

(復籍手続)

第28条 除籍となった者が復籍を希望するときは、学則第46条の2の規定に基づき、保証人連署の復籍願を当該学部長に提出し、教授会の議を経て復籍することができる。

(復籍の手続期間)

第29条 前条の復籍願は、復籍を希望する前学期の8月28日から9月10日まで又は3月1日から3月14日までに提出しなければならない。

(復籍の時期)

第30条 復籍の時期は、学期の始めとする。

(復籍の制限)

第31条 除籍になった学期内の復籍は許可しない。

2 在学年数に算入されない学期が通算して4学期を超えるときは、復籍を許可しない。

(復籍料の納入)

第32条 復籍を許可された者は、許可された日から復籍を希望する前学期末日の9月20日又は3月31日までに学費規程に定める復籍料を納入しなければならない。

2 復籍を許可された者が、前項に規定する期日までに復籍料を納入しないときは、復籍を取り消す。

第3章 学費納入と試験の関連

(学費と試験)

第33条 学費を滞納している者は、指定された納入期間内に滞納学費を納入しない限り、受験した科目の単位認定は行わない。

2 前項の納入期間及び学費は、学費規程に定める。

第4章 転学部及び学士入学

第34条及び第35条 削除

(転学部等)

第36条 他の学部、他の学科又は他の専攻へ転学部、転学科又は転専攻を希望する者は、転入学試験を受けなければならない。

2 前項の試験に合格し、所定の手続を完了すれば、転籍したものとする。

3 第1項の試験は、在籍のまま受験することができる。

(学士入学)

第37条 本学の学部を卒業した者が、他の学部又は他の学科へ編入学を志望するときは、その学部が定める編入学試験を受けなければならない。

(修業年限)

第38条 編入学又は転入学をした者の修業年限は、次のとおりとする。

- (1) 第2年次に入学した者 3年
- (2) 第3年次に入学した者 2年
- (3) 第4年次に入学した者 1年

(在学年数)

第39条 編入学又は転入学をした者は、次に規定する年数を超えて在学することができない。

- (1) 第2年次に入学した者 7年
- (2) 第3年次に入学した者 6年
- (3) 第4年次に入学した者 2年

(在学年数超過)

第40条 前条に規定する在学年数で卒業できない者は、その学期末日の9月20日又は3月31日をもって退学にする。

第5章 願書、届書及び証明書

(願書)

第41条 本学で定める願書は、次のとおりとする。

- (1) 休学願
- (2) 復学願
- (3) 退学願
- (4) 再入学願
- (5) 復籍願
- (6) 学費延納願
- (7) 学費分納願
- (8) 学生証再交付願
- (9) 追試験受験願
- (10) 団体旅行証明願

(届書)

第42条 本学で定める届書は、次のとおりとする。

- (1) 履修届
- (2) 異動届

(証明書)

第43条 本学で定める証明書は、次のとおりである。

- (1) 在学証明書
- (2) 在籍証明書
- (3) 卒業見込証明書
- (4) 卒業証明書
- (5) 学位取得証明書
- (6) 成績証明書
- (7) 単位修得証明書
- (8) 学生証
- (9) 通学証明書
- (10) 学割証 (学校学生生徒旅客運賃割引証)

附 則

- 1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 学部事務取扱内規(昭和35年11月1日制定)は、廃止する。

(省略)

附 則

この規程(改正)は、2020年4月1日から施行する。ただし、第20条の規定は、2019年度以前の入学生にも適用する。